

鳥取県立厚生病院
売店・食堂・自動販売機等運営事業者
公募要項

令和8年8月
鳥取県立厚生病院

1 目的

この要項は、令和9年度から鳥取県立厚生病院（以下、「厚生病院」という）において行政財産使用許可を受け、職員・患者等を対象に各種サービスを提供する売店、食堂及び自動販売機を設置・運営する事業者（以下、「運営事業者」という）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続等について定めるものである。

2 提出書類

本件公募に応募しようとする者は、次の書類を提出すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、第7項「事業の条件」を熟覧のこと。

- (1) 参加表明書（様式第1号） 1部
- (2) 企画提案書（様式第2号） 8部（正本1部、複写7部）
- (3) 納税証明書（法人税、消費税、県税） 1部

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(2) 提出場所

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院 事務局総務課施設担当（外来・中央診療棟4階）

電 話 0858-22-8181

(3) 提出期間

令和8年11月27日（金）から令和8年12月4日（金）まで

持参による受付時間は、休日（鳥取県の休日を定める条例に規定する休日）を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期間最終日の午後4時必着を期限とする。

4 企画提案書作成上の注意

- (1) 用紙はA4版規格とし、印刷は両面印刷の左綴じ、枚数は10枚以内とする。（図表に限りA3版のA4版折込みを可とし、これは1枚として数える。）
- (2) 応募者の名称を記載した表紙を添付すること。（表紙は枚数に含めないものとする）
- (3) 記載は分かりやすく簡潔な記述に努めること。
- (4) 企画提案書の添付資料としてパンフレット等を提出する場合、必要最小限とすること。

5 評価方法及び選定方法

(1) 評価方法

企画提案書の評価は、鳥取県病院局の職員により構成する鳥取県立厚生病院売店等運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、企画提案書評価基準（別記）に基づいて行い、書面審査のほか、ヒアリング（面接及び聞取り）の結果を踏まえて合議制により行う。

なお、ヒアリングは令和8年12月18日（金）頃に鳥取県立厚生病院において行う予定であり、この詳細は第3項（3）の提出期限の日以降に、応募者のうち参加資格を有する者に別途通知する。

(2) 選定方法

評価で最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、令和9年度以降に売店等を設置・運営する事業者として行政財産の使用を許可するものとする。ただし、いずれの応募者も評価点数が60点に満たなかった場合は、1者も選定しない場合がある。

なお、同点となり最優秀提案候補者が2名以上存在する場合は、選定委員会の合議によって最優秀提案者を決定するものとする。

- (3) 選定の結果は、応募者全員に通知する。最優秀提案者に選定されなかった者は、通知の日の翌日から7日以内に文書により非選定理由の説明を求めることができる。
- (4) 事前に審査委員等に働きかけを行う等により評価に影響を与える不適切な行為が認められた者は、失格とする。

6 その他

- (1) 提出期限後に提出された書類は受理しない。
- (2) 質問がある場合は、様式第3号により、令和8年8月28日(金)から同年9月30日(水)までの間に、電子メール(宛先アドレス:kouseibyoin@pref.tottori.lg.jp)により提出し、第3項(2)の担当部署に電話で通知すること。
質問に対する回答は、令和8年10月14日(水)までに、インターネットの鳥取県立厚生病院ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>)に掲載する。
- (3) 提出された書類は原則として返却しない。
- (4) 本件プロポーザルへの参加に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類の追加・修正には応じない。
- (6) 提出された書類の内容に関して、確認または問合せを行うことがある。
- (7) 提出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となることがある。
- (8) 提出された書類は、応募者に無断で本件プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (9) 参加資格のない者が提出した提案書、虚偽の記載がなされた提案書は無効とする。
- (10) 最優秀提案者選定までの間に提出書類の記載内容と相違する事実があった者は失格とする。

7 事業の条件

事業に係る共通条件は以下のとおり。また、各事業の諸条件については別紙(別紙1「売店に係る条件」、別紙2「食堂に係る条件」及び別紙3「自動販売機に係る条件」)を参照のこと。

(1) 施設概要

- ア 施設名 鳥取県立厚生病院
- イ 所在地 倉吉市東昭和町150番地
- ウ 病院規模 一般病床300床、22診療科
- エ 職員数 正職員468人、その他職員166人、委託職員約50人(R8.4.1現在)
- オ 平均患者数 [人/日]

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
入院	224	214	220	235.5	234.8
外来	550	552	510	451.2	444.4

(2) 事業場所

厚生病院の各階平面図及び使用可能箇所を別紙に示す(別図)。

(3) 経費の負担

運営事業者は、次の経費を厚生病院に納付するものとする。なお、納付にあたっては原則として厚生病院が発行する納入通知書により、前月分を月締めで指定する期日までに納付するものとする。

ア 行政財産使用料

鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)別表の使用料に準じて使用面積に応じて算定した額(令和8年8月1日時点:1平方メートルにつき月額税込み830円)。ただし、食堂事業における行政財産使用料は免除する。

イ 施設使用料

行政財産使用料とは別に、事業の売上額に応じて運営事業者が厚生病院へ支払う費用。この金額は、運営事業者が企画提案書で示した施設使用料率（一律とする）を総売上額に乗じて得た金額とする。

ただし、金券（切手・はがき・印紙・証紙・テレホンカードほか）に係る売上額及び公共料金収納額並びに食堂事業に係る食事の売上額はこの対象外とする。

ウ 光熱水費

使用許可場所において使用した電気使用料金、上下水道料金及び冷暖房使用料に相当する費用。これらの金額は、各所の子メーター検針値等を元に厚生病院が算定する。（基本料金と従量料金の実費相当額）

（４）その他負担

次の費用は運営事業者が負担するものとする。

ア 施設整備費

使用許可場所における改修工事及び備品購入に要する費用、並びに退去時に実施する原状回復工事及び発生材の撤去・処分に要する費用

イ 維持管理費

使用許可場所における清掃、廃棄物回収、修繕、更新その他維持管理に要する費用

ウ 火災保険料等

使用許可部分に係る保安経費及び商品等に係る火災保険料等

エ その他

通信費、消耗品費（施設利用に係るものを含む）、事業継続に要するその他一切の経費

（５）注意事項

ア 運営事業者の決定後、この権利を他者に譲渡または委託することは原則として認めない。

ただし、業務の一部を委託することについて、厚生病院長の許可を得た場合はこの限りではない。

イ 営業開始にあたり必要となる届出等は、予め関係機関と協議を行い、必要な手続きを完了しておくこと。

ウ 厚生病院の施設、備品等を毀損した場合及び第三者へ危害を与えた場合は賠償すること。

エ 行政財産使用許可を得た範囲において、必要な内装・設備・備品等の整備を行うことができる。ただし、範囲外に影響を与える改修については、厚生病院の承諾を得てから実施すること。

オ 旧運営事業者の行政財産使用許可期間は令和９年３月３１日までとなっており、本件公募により決定する運営事業者の施設整備は原則として使用許可の日以降となる。これ以前の改修を希望する場合、運営事業者と厚生病院との協議による。

なお、旧運営事業者の撤退から運営事業者の本格稼働までの間に事業の空白期間を生じる場合、運営事業者は最低限の事業機能を担保する仮設店舗等を設置すること。この仕様は厚生病院との協議による。

カ 行政財産の使用許可条件に違反した場合、または厚生病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがある。

キ 運営事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書または覚書に記載するものとする。また、運営事業者が次のカまたはキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

（ア） 事業の運営不能が明らかであるとき。

（イ） 事業の運営を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ） 事業の運営の一部が不能である場合または事業の運営の一部を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

- (エ) 前各事項に掲げる場合のほか、運営事業者がその債務の履行をせず、厚生病院が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (オ) 運営事業者またはその代理人もしくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為または刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団または暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団または暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団または暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団または暴力団員と密接な交際をすること。
 - g 暴力団若しくは暴力団員であることまたはアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- ク 運営事業者が使用許可条件・契約事項に違反しこの契約が解除された場合、および運営事業者の自己都合により契約を解除する場合、違約金として厚生病院に対して次の算定式による金額を支払うこと。なお、残り許可期間の1年に満たない部分は1年分に切上げとする。（例：残り許可期間2年4ヶ月→残り許可年数3年）
- （違約金）＝（残り許可年数）×（企画提案書に記載の年間売上見込額）×10%

企画提案書評価基準

No.	評価項目	評価の視点	評価係数*1	配点
1	魅力ある商品 ・サービス	[売店] ・職員、患者等のニーズを汲んだ多様な商品構成となっているか。 ・購買意欲を維持すべく、商品ラインナップの更新、サービス改善を行う計画があるか。 ・利用者のニーズを汲取り、運営に反映していく仕組みがあるか。 ・適正な価格設定となっているか。 ・欠品を生じないよう適切な補充・在庫管理体制となっているか。 ・患者用の必要な診療材料の販売ができるか。	× 4	20点
		[入院セット] ・入院患者にとって利用しやすいサービス仕様・品質か。 ・需要に合わせたプランの選択ができるか。 ・病院職員と連携し、負担を軽減する提供体制となっているか。	× 2	10点
		[食堂] ・職員、患者等のニーズを汲んだメニューとなっているか。 ・食材、調理の衛生管理体制は適切か。 ・安定的なサービス提供体制となっているか。	× 2	10点
		[自動販売機] ・職員、患者等のニーズを汲んだ多様な商品構成となっているか。 ・商品に食料品等が含まれているか。	× 2	10点
2	総合的に優れた業態	[共通] ・売店、食堂、自動販売機の各事業の配置、営業体制が合理的な構成となっているか。（複合化メリット、相互補完、事業継続性の担保）	× 3	15点
3	利便性への配慮	[共通] ・職員、患者等の利便性に配慮した営業時間、販売体制となっているか。 ・ピークタイム等混雑時に臨機に適切な販売体制を取れるよう考慮しているか。 ・スムーズに買い物ができる来客動線、陳列配置を計画しているか。 ・障がいのある人の利用に配慮しているか。 ・電子マネー等の多様な決済方法に対応しているか。 ・公共料金支払、コピー等の利便機能があるか。 ・夜間等の閉店後でも軽食等の販売を可能とする措置があるか。 ・施設整備中の仮設店舗の設置計画があるか。	× 3	15点
4	独自の提案	[共通] ・利用者の利便性向上に繋がる独自・新たな工夫、サービスがあるか。 ・利用可能スペースを有効活用しているか。	× 1	5点
5	安定的な経営基盤、組織体制	[共通] ・事業を安定して継続するノウハウ、実績があるか。 ・継続的運営が可能な財務基盤、組織体制が整っているか。 （共同参画者、協力者を含む組織体制） ・収支を含めた適切な事業計画となっているか。	× 2	10点
6	施設使用料	[共通] ・施設使用料率で評価する。（次の算定式による） （評価点）＝（当該応募者が提示する施設使用料率） ÷（全応募者の中で最も高い施設使用料率）×配点 （注）施設使用料率は総売上見込額に乗ずる一律の値とする。なお、食堂事業の食事の売上額は総売上見込額に含めないものとする。	—	5点
	計			100点

*1) 各項目はいずれも1～5の5段階で優劣を評価し、これに評価係数を乗じて評価点とする。（施設使用料の評価は欄内記載）

売店に係る条件

鳥取県立厚生病院（以下、「厚生病院」という）に売店、食堂、自動販売機を設置・運営する事業者（以下、「運営事業者」という）は、以下の条件に基づき職員・患者を対象にした売店事業（飲食物品等の販売及び入院患者への病衣・日用品・おむつ（以下、「入院セット」という）の供給サービスを提供する小売事業）を提案すること。

事業計画にあたっては、魅力ある商品・サービスを必要なときに何時でも提供できることを重視して企画すること。

1 施設の概要

（１）場所、面積

使用可能場所は原則として現状相当とする。事業内容は提案により、採用は協議による。

- （現状）・外来・中央診療棟 1 階の一区画 約70㎡（売店店舗）
 ・外来・中央診療棟地階の倉庫等 約15㎡（保管場所）
 ・病棟 2 ～ 7 階の資材棚 計13㎡（入院セット補充場所）

※従業員用の更衣室・休憩室は無い。

（２）参考：売上実績（税抜き）[百万円]

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
売店	53	48	57	56	60
入院セット	—	—	39	42	42

※金券、雑誌、公共料金等の売上額は含まない。

（３）参考：利用人数 [人/年度]

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
売店	120, 022	112, 361	124, 832	123, 284	125, 331
入院セット	—	—	58, 720	64, 385	64, 552

2 売店店舗の運用条件

- （１）開設許可 使用箇所の行政財産使用許可を得た上で店舗を開設・運営すること。
- （２）使用許可日(予定) 令和 9 年 4 月 1 日
- （３）許可期間(予定) 令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- （４）営業時間 年中無休、原則として午前 7 時から午後 8 時まで
 （時間拡大は可）
- （５）店舗レイアウト 車椅子使用者が利用しやすい商品陳列となるよう配慮すること。
- （６）売店取扱商品 食料品（日配食品）と飲料を中心に陳列すること。
 また、患者向けの医療資材（別表 1）を取扱うこと。その他の商品は提案による。
- （７）入院セット 次項に記載のとおり。なお、売店窓口においてはこの申込みを受付するものとする。
- （８）販売を禁止するもの アルコール類、たばこ、その他療養に適さないもの
- （９）関係法令の遵守 食品衛生法その他関係法令及び病院施設管理上の規則を遵守すること。
- （10）実績報告 毎月の売上実績報告（月締）を翌月 1 5 日までに厚生病院へ報告すること。
- （11）災害時の協力 災害発生時等の緊急時に食料品等の物資が必要となった場合には、病院の要請に優先的に協力すること。
- （12）原状回復 許可期間が終了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

(13) その他

- ア 商品、サービス等について、売店利用者の意見を随時採り入れ、病院内の小売店舗として利用者のニーズ充足・利便性向上に努めること。
- イ 病院が患者等から受け付けた改善意見等については協議の上、必要な対処を行うこと。
- ウ 事業を行う箇所の最寄りにはごみ箱を備付け、この維持管理（収集・運搬、清掃）は運営事業者により適切に行うこと。なお、廃棄物の集積場所は当院の指定場所を利用出来る。

3 入院セットの運用条件

入院患者への入院セットの提供サービスに係る事業を行う（物流管理、支払請求ほか付帯事務の一切を含む）。品物は衣類、タオル、紙おむつを中心とし、その他日用品（歯ブラシ、コップ、ブラシ等）の提供も含む。契約は日単位の定額制を原則とし、この契約プランは実需要に合わせ柔軟な設定とすること。

なお、入院患者との取次ぎに係る部分は病院職員が対応するものとする。（病棟倉庫からの物品払出し、申込書の受取り）

(1) 業務内容

- ・ サービス内容説明、申込み受付
- ・ 物品調達、在庫管理
- ・ 病棟への物品補充、病棟からのリネン回収
- ・ リネン洗濯
- ・ 代金請求、集金

(2) 参考：使用数量（実績）

平均的な使用数量は次のとおり。

- | | |
|-----------|---------|
| ・ 衣類 | 4 着／人・週 |
| ・ バスタオル | 2 枚／人・週 |
| ・ フェイスタオル | 4 枚／人・週 |
| ・ 紙おむつ | 1 枚／人・日 |
| ・ 尿とりパッド | 5 枚／人・日 |

[別表 1]

医療関連用品

No.	品 名
1	大人用紙おむつ（各種サイズ・各種枚数）
2	子供用紙おむつ（各種サイズ・各種枚数）
3	衛生材料 （保湿ローション、内視鏡専用検査食ほか）
4	口腔ケア用品 （口腔ケア用吸引スポンジ、口腔ケア用吸引歯ブラシ、口腔ケア用清拭タオルほか）
5	産科・小児科用品 （お産用パッド、母乳パッド、産褥ショーツ、産後用骨盤ベルト、乳頭保護クリーム、母乳バッグほか）
6	ストーマ装具 （各種ドレッシング材、ガーゼ、各種ワンピース装具、ハサミ、消臭潤滑剤、リムーバー、皮膚保護材、コーティング材、凝固剤ほか）
7	医療材料（吸気訓練器、吸入補助具）
8	介護用品（介護靴）
9	その他（耳栓、服薬ゼリー、皮膚保護シール、ケア帽子ほか）

※原則として店頭陳列は不要。

※取扱品の仕様については厚生病院と適宜見直し協議を行うものとする。

※店舗外にマスク用自動販売機 1 台を設置すること。

食堂に係る条件

鳥取県立厚生病院（以下、「厚生病院」という）に売店、食堂及び自動販売機を設置・運営する事業者（以下、「運営事業者」という）は、以下の条件に基づき食堂に係る事業を提案すること。

事業計画にあたっては、主な利用者に職員・一般来院者を想定し、急性期病院に相応しい憩いの食事場所が維持されるよう、諸条件を考慮して企画すること。

1 概要

(1) 場所、面積

原則として5階の食堂厨房において調理し、客席スペースの客に飲食の提供を行うものとする。企画提案書により事業内容の拡充を提案しても良いものとし、採用は協議による。

(現状) ・ 5 F 食堂厨房 約 40m²

・ 5 F トイレ 約 2m²

※従業員用の専用更衣室・休憩室は無い。

(2) 貸与可能な備品

使用許可場所に備付けの厨房調理器具、什器は運営事業者が無償で使用する事ができる（厚生病院の備品。主なものは下表）。運営事業者は善良な管理者の注意をもって、これらの適切な維持管理に努めると共に、故障等の発生時は厚生病院に報告の上、対応を協議すること。

なお、これら以外に必要な物品等は運営事業者の負担により整備すること。

業務用冷凍冷蔵庫×2台	ガス炊飯器	テーブル形冷蔵庫
包丁まな板保管庫	ガスフライヤー×2台	卓上ウォーマー
水栓付き各種シンク	各種ワークテーブル	スープジャー、保温ジャー
電気スチームコンベクションオーブン	ガステーブル	食器洗浄機
消毒保管庫	テーブル形冷蔵ショーケース	キューブアイスメーカー
給茶機	厨房用エアコン	殺菌灯
各種ラック・戸棚	各種テーブル（客席用）	各種イス（客席用）

(3) 設置期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 営業時間等

提案による。原則として、現状以上の営業時間とすること。

(参考) 現状

平 日 8時～16時

土曜日 9時～14時30分

日曜日・祝日 定休日

(5) メニュー、価格

提案による。

ア メニューは職員・来院者等の利用を重視し、嗜好に幅広く対応するものとする。なお、アルコール類の提供は禁ずる。

イ 価格は市況に準じた妥当性のある価格とする。

(6) 関係法令の遵守

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守し、適正な衛生管理を最優先事項として取組み、食中毒を発生させないこと。また、必要な届出、担当者の配置等を行うこと。

2 販売数量等の報告

毎月の売上額（月締め）を翌月 15 日までに報告すること。

（参考）直近の来客者数実績 [人/月]

	R8. 2	R8. 3	R8. 4	R8. 5	R8. 6	R8. 7
来客者数	885	985	1,004	848	959	1,058

3 維持管理ほか

- （1）トラブル・苦情の発生時には迅速に誠意を持って利用者に対応すること。
- （2）食材等の在庫管理は適切に行い、過不足や劣化を生じないように努めること。
- （3）使用場所は常に清潔に維持し、衛生環境と美観を損なうことの無いようにすること。なお、客席スペースを使用許可範囲に含むか否かに依らず、この維持管理は運営事業者の責任において行うこと。
- （4）病院職員や利用者の意見を取入れ、サービス品質の維持・向上に努めること。
- （5）貸与された備品に加え、使用場所の内装及び各種設備（排気フード・グリスフィルタ・吹出口ほか空調設備、側溝・排水管・グリーストラップほか衛生設備）についても運営事業者の責任において適切に清掃を行い、衛生的な維持管理に努めること
- （6）事業に伴い発生する廃棄物等（残飯、廃油ほか廃棄物）は運営事業者により適正に収集・処分すること。なお、可燃ごみの集積場所は厚生病院の所定の場所を利用できる。
- （7）ねずみ・害虫等の食中毒の原因となるリスクを低減するため、食材・食器等の適切な保管に努めると共に、有効な防除措置を施すこと。
- （8）品質劣化した食材等による食中毒リスクを低減するため、適切な基準を設けて適宜食材等の入替えを行うこと。
- （9）運営事業者は、それと判別できる名札等を着用し、礼節をもって利用者に対応すること。
- （10）食堂の継続、機能向上のため、売店ほか事業を交えた複合的な事業を企画すること。

4 改善措置

運用実態が次のいずれかに該当すると認めるときは、厚生病院は運営事業者に対して改善を指示することができる。これを受けた運営事業者は速やかに対処に応じること。

- （1）販売する商品の品質、提供サービスに不具合があったとき
- （2）維持管理が不適當であるとき。

5 原状回復

設置期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

6 委託等

厚生病院者の承認を受けないで本件事業を委託してはならない。

7 その他、備考

- （1）食事の提供機能の用途を変更することは認めない。ただし、提供機能の内容の変更協議は可能とする。
- （2）客席スペースの一画は、令和 9 年度初頭に厚生病院が別用途の居室に改修し専有する予定である。これに伴い、食堂客席スペースが現状よりも減少（約 100m²→80m²、58 席→44 席）するので承知のこと。

自動販売機に係る条件

鳥取県立厚生病院（以下、「厚生病院」という）に売店、食堂及び自動販売機を設置・運営する事業者（以下、「運営事業者」という）は、以下の条件に基づいた自動販売機に係る事業を提案すること。

事業計画にあたっては、主な利用者に職員・外来患者・患者家族を想定し、待合スペース等の近くに諸条件を考慮した最適なものを設置し、適切に維持管理できるようにすること。

1 概要

(1) 場所、台数

自動販売機の設置場所と台数は、提案による。

現状の設置場所を図に示す（別図）。これ以外の設置場所の提案も可能であるが、場所によっては協議の結果、許可しない場合がある。

（参考）令和 8 年度時点の実績：

ア 外来・中央診療棟 1 階（自販機コーナー）

（設置数） 缶等密閉容器方式 1 台

紙カップ方式 2 台

（行政財産使用対象面積） 10.28 m²

イ 外来・中央診療棟 3 階（手術待合ブース付近）

（設置数） 缶等密閉容器方式 1 台

（行政財産使用対象面積） 1.2 m²

ウ 病棟 5 階（洗濯室付近）

（設置数） 缶等密閉容器方式 1 台

（行政財産使用対象面積） 1.2 m²

(2) 設置期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(3) 自動販売機及び取扱商品の仕様

（自動販売機）

ア 身体障がい者の使用を考慮した仕様とする。

イ 紙カップ式の飲料自動販売機の 1 台は 1 階に設置し、患者の服薬用に冷水・温水を無料または少額で提供できる仕様を備えたものとする。

ウ スナック、軽食または冷凍食品等の食料品を販売する自動販売機を最低 1 台設置する。なお、売店等において夜間の無人時間帯でも飲食料の販売を可能とする企画提案（条件付きでも可）があれば、これに代えることができる。

エ 地震を考慮した耐震対策を行うこと。

（取扱い商品）

オ 職員や患者、来院者の利用を重視し、それぞれの年齢層・嗜好に応じた多様性に富んだ品揃えとする。

カ 価格は市況に準じた妥当性のある価格とする。

キ アルコール類、臭気が拡散する商品の陳列は禁じる。

ク 季節に応じた品揃えの変更を行うこと。

ケ 商品力を維持するため、売上げを考慮し、周期的に品揃えの見直しを行うこと。

コ 品質劣化しやすい商品は適切な包装・保存措置及び必要な商品管理を行うこと。

(4) 付帯設置物

ア 容器回収箱

各自動販売機の設置場所には、空き容器（缶、紙カップ、ペットボトルほか包装容器等）を回収する回収箱を設置すること。この回収・処分は運営事業者において適正に実

施すること。

また、周辺を汚損する恐れがある商品是对策を施すとともに必要な回収措置及び清掃を実施すること。

イ 食器等

販売する商品を喫食するために必要な食器（ストロー、スプーン等）及び調理器具（電子レンジ、電気ポット等）を備え置くこと。この補充、維持管理は運営事業者が行うものとする。

ウ 子メータ

設置した自動販売機の電気使用量を計量するため、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく検査に合格した子メータを設置すること。

（5）販売実績数量（参考）〔本/年度〕

自動販売機	R5 年度	R6 年度	R7 年度
1F 缶・ボトル	16,112	14,989	14,218
1F カップ(1)	6,056	6,673	4,861
1F カップ(2)	4,798	5,435	4,132
3F 缶・ボトル	4,012	3,868	2,894
5F 缶・ボトル	4,693	4,644	3,476
	35,671	35,609	29,581

（6）関係法令の遵守

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守すること。

2 設置時期

原則として令和9年4月1日までに自動販売機、付帯設置物等を設置し運営を開始すること。

官公庁等への届出が必要な場合は自販機設置業者の責任により設置までに行うこと。

3 販売数量等の報告

毎月の販売数量及び売上額（月締め）を翌月15日までに報告すること。

4 適切な維持管理

- （1）故障・釣銭切れを生じないように適切に維持管理し、トラブル・苦情の発生時には迅速に誠意を持って利用者に対応すること。
- （2）商品補充に関して適時適切に管理し、売切れが発生しないようにすること。
- （3）トラブル等の未然防止のため、必要な補修、構成部品の予防保全を実施すること。
- （4）1階の自販機コーナーに設置する機器配置については、隣接するATM機械室への出入りに支障がないよう計画すること。
- （5）設置場所は常に清潔に維持し、美観や衛生環境を損なわないようにすること。
- （6）利用者の意見を適宜取入れ、サービス提供品質の向上、商品力の維持に努めること。
- （7）トラブル等発生時の臨機対応が行えるよう、売店ほか事業の従業員による包括的な管理体制を構築すること。
- （8）運営事業者は、自動販売機等の維持管理のために設置場所に立ち入ることができる。この際、この従業員はそれと判別できるよう名札等を着用し、礼節をもって利用者等に対応すること。

5 改善措置

運用実態が次のいずれかに該当すると認めるときは、厚生病院は運用事業者に対して改善を指示することができる。これを受けた運用事業者は直ちに対処に応じること。

- (1) 販売する商品の品質、提供サービスに不具合があったとき
- (2) 維持管理が不適当であるとき。

6 設備の臨機の移動

厚生病院は、庁舎管理上の必要が生じた際、設置済の自動販売機等の移動・場所の変更を運営事業者に対して要求することができる。この対応に要する費用は協議による。

7 原状回復

設置期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、直ちに設置した自動販売機等を撤去し原状に回復すること。

8 費用負担

運営事業者は、次の費用を負担すること。

(1) 自動販売機等の設置及び撤去に要する一切の費用

ア 電源設備については、最寄りの既設コンセント（1φ100V、20A 回路）を使用できるものとする。コンセント形状や電源設備の変更・改修に要する費用は運営事業者の負担とする。

イ 給水・排水設備については、最寄りの既設給排水設備を使用できるものとする。給排水配管等の変更・改修に要する費用は運営事業者の負担とする。

ウ 耐震・転倒防止措置に係る費用は運営事業者の負担とする。

(2) 設置物の維持管理、修理、更新等に要する一切の費用

(3) 本件事業に伴い発生する廃棄物、不要物の撤去・処分に要する一切の費用

9 委託等

厚生病院の承認を受けないで、本件事業を委託してはならない。